

ライフサポート「山田・かがみの」における身体拘束取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、ライフサポート「山田・かがみの」(以下、事業所)において、利用者の人権を尊重するとともに、利用者に対する身体拘束(以下「拘束」という。)を行わない、質の高い支援を実現することを目的として定める。

(定義)

第2条 拘束とは、利用者の意思に反し、次の方法を用いて行動制限をすることをいう。

- (1) 胸・腰ベルト、股ベルト、紐等で車椅子に体幹や手足等を固定すること。
- (2) 紐等でベッドに体幹や手足等を固定すること。
- (3) サイドレールを四方に使用する等、ベッドから降りられないようにすること。
- (4) 居室等の出入口をふさぎ、出入りできないようにすること。
- (5) 車椅子等の移動手段を遠ざけるなど自力で使用できないようにすること。
- (6) 本人の意思に反する車椅子乗車や移送すること。
- (7) 言葉かけによって利用者の行動を制限すること。
- (8) ミトン型手袋、車椅子テーブル、介護服(つなぎ服を含む)の使用。
- (9) 向精神薬等の過剰な使用により、行動を制限すること。
- (10) その他、何らかの形態を用いて行動を制限すること。

(事業所の対応方法)

第3条 事業所の対応方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の状態により、拘束以外の方法を検討し、拘束を必要としない支援を工夫することにより、拘束ゼロに向けて支援の向上に努める。
- (2) 事業所で行われている拘束については、常時その状況を把握し、各職員等から報告を受け、必要性の有無について検討し拘束がゼロとなるように努める。

(要件)

第4条 やむを得ず拘束を行う場合は、次にかかる要件を全て満たす状態でなければならない。

- (1) 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと(切迫性)
- (2) 拘束を行う以外に代替する支援方法がないこと(非代替性)
- (3) 拘束が一時的なものであること(一時性)

(拘束を行う場合の通常の手続き)

第5条 やむを得ず拘束を行う場合は、次の手続きを踏まなくてはならない。ただし、次

条に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 予め拘束が必要な理由、方法及び機関等を記入した「身体拘束の実施について」(様式1)を作成し、実施計画を行う。
- (2) 身体拘束防止委員会もしくは支援会議を開催し、「身体拘束の実施について」(様式1)により、拘束実施についての適否を諮り、管理者決裁を得る。この会議の構成員は、別に定める。
- (3) 様式1の内容を踏まえて「安全確保のための行動制限に関する説明書及び承諾書」(様式3)を作成し、本人、後見人等に説明し、承諾及び署名を求める。
- (4) 拘束を実施する際は、個別支援計画に拘束が必要な理由、方法及び機関等について記載する。
 - ②前項による拘束については、決定してから6カ月を超えて実施することはできない。
 - ③第1項に規定する手続きは、第2条各号に規定する拘束を新たに実施する毎に行うものとする。
 - ④本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除する。拘束の解除に当たっては、解除の理由、方法及び留意点について本人及び後見人等へ説明を行い、支援記録にも記載する。
 - ⑤拘束を更新・解除する場合は、身体拘束防止委員会もしくは支援会議において「安全確保のための行動制限実施状況報告書」(様式3)により、実施状況について報告を行う。
 - ⑥やむを得ず拘束を行った場合、日々の心身の状態等の観察を行い、拘束の必要性や方法に関わる再検討を定期的に行うものとする。

(緊急に拘束を行う場合の手続き)

第6条 事前に5条の手続きを踏んでいない利用者について、状態像の急変等により、やむを得ず拘束を行う場合の手続きは次のとおりとする。

- (1) 第4条に規定する要件を確認のうえ、拘束を要する利用者の状態、拘束の方法、経過観察の方法等について、実施サービス管理責任者、職員により協議を行う。協議結果は該当職員が「安全確保のための行動制限に関する説明書及び承諾書」(様式3)に取りまとめる。
- (2) 協議結果については、管理者に速やかに報告する。
- (3) 早急に後見人又は親族に連絡を取り、了承を得る。連絡がない場合は、実施後速やかに連絡し、了承を得る。
- (4) 実施後、速やかに管理者に報告するとともに、継続して拘束が必要となる場合は、直近の身体拘束防止委員会もしくは支援会議において、第5条第1項の手続きを行う。

- (5) 前号に基づく管理者への報告は「安全確保のための行動制限実施状況報告書」(様式3)により行う。
- (6) 本人の状況の変化や支援の改善等により拘束が不要となった場合には、速やかに拘束を解除する。拘束の解除に当たっては、第5条4項に規定する手続きを行う。ただし、予め期限を決めて拘束を実施した場合はこの限りではない。

(記録)

第7条 拘束を行った場合の記録については、次のとおり行う。

- (1) 拘束を行った場合には、支援記録に記載する。ただし、「行動制限実施記録」(様式4)をもって代替することができる。
- (2) 拘束を行った場合は、拘束にいたる経過、拘束中及び拘束解除後の本人の状況等を記録する。
- (3) 記録は5年間保存する。

(報告)

第8条 拘束を行った場合は、実施状況について、年1回以上、虐待防止委員会及び職員会で報告しなければならない。報告は「安全確保のための行動制限実施状況報告書」(様式3)をもって行う。

(身体拘束とは判断されないものの取扱い)

第9条 目的を踏まえ、身体拘束とは判断されないものの取扱いについては、次のとおりとする。

- (1) 医師の意見書又は診断書により作成した、体幹を安定させることで活動性を高める目的で使用する、座位保持装置に付属するベルトやテーブル及び利用者の安全性やQOL向上の目的で使用するヘッドギヤについては、使用する場面、目的、理由について、定期的に医師や機能訓練担当職員の専門的意見を仰ぐとともに、個別支援計画に記載し、利用者・家族に同意を得る。
- (2) 意思決定能力のある利用者が安全確保のため、自らの意見でベッドのサイドレールを四方に使用することを決定した場合は、個別支援計画にその旨を記載し、利用者の同意を得る。本号における意思決定能力のある利用者とは、事業所と直接利用契約(代筆によるものも含む)を締結している者とする。なお、サイドレールを四方に使用している間に、利用者からサイドレールをはずしたい旨の申し出があった場合には、その都度、速やかに対応する。

附則 この要領は令和4年4月1日より実施する。